

国民健康保険

問 保健事業で特定健康診査の対象者が9,022人に対して、受診者が2,722人は少ないのではないか。

答 受診率については、前年度と比較して26.9%から30.2%に上昇しており、今後も受診率の向上につなげたい。

問 団塊の世代の退職に伴い、国民健康保険事業の負担増が見込まれるが、これからの3年間をどのように考えるか。

答 国民健康保険事業の運営は厳しいものがあるが、国民健康保険事業は30年度から都道府県化されており、埼玉県が運営主体なので運営に支障はないものと捉えている。

問 不納欠損額が5900万円(29年度)から9900万円(30年度)へと大きく増加しているが、なぜか。

答 増え続けている滞納整理案件に対し、納税緩和措置の適用が適当と考えられる案件について、積極的に滞納処分の執行停止に取り組んだ結果である。

反対討論

30年度から県と市の共同事業としての運営になりました。しかし、これを機会に市の保険税は大幅に引き上げられ、さらに、多子世帯の負担が重くなりました。このような内容を改善するには、国に制度改善を働きかけるとともに、当面は繰入金を増額すべきです。

賛成討論

国民健康保険は国民皆保険を堅持するため、30年度から運営が県単位となりました。本決算は市民が健康維持のため、適正な予算執行がなされたものと認められます。よって、本案に賛成します。



後期高齢者医療

反対討論

この制度は高齢者の医療費削減を目的に作られたもので、75歳以上の方々を別建ての保険制度に加入させるものです。運営主体が県の広域連合となっているため市民や議会の意向は反映しにくく、滞納による保険証取り上げのおそれもあり廃止すべきです。

賛成討論

歳入につきましては、口座振替の促進や電話催告等、保険料の徴収努力がなされていて、歳出につきましても、後期高齢者医療制度への財源を適正に支出しています。よって本決算は後期高齢者医療制度に基づき適正な執行がなされたものと認められます。



介護保険

問 介護認定審査会の委員は何名か。また、何回開催されたのか。

答 介護認定審査会は5合議体で23名である。30年度は164回開催した。

反対討論

高齢者に対する介護サービスを一体的、効率的に提供し、社会全体で支える制度として出発しました。しかし制度改正が行われ、昨年8月から現役並み所得のある人は利用料が3割負担となりました。国が介護保険に対する責任を果たし、制度の改善を図るべきです。

賛成討論

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成12年度に発足しました。少子高齢化が進み、介護費用の増加が懸念されるなど仕組みの改善が求められますが、市民にとって有効なものとなるよう努力していると認められ、賛成するものです。